

## 市民後見について考える

権利擁護センターはあとなあ岐阜  
委員長 岡川 毅志

### 1. 市民後見への期待

後見人の数が不足している。→後見人を養成する仕組みが必要  
今後さらに増加が見込まれる  
＊地域における社会資源を有効に活用した地域の助け合いの中で身上監護中心の  
後見活動が展開できないだろうか

### 2. なぜ市民後見人が必要なのか

禁治産・準禁治産制度：原則、本人の配偶者が後見人、保佐人  
2000年民法改正：家庭裁判所が個々の事案ごとに適任と考えられる者を後見人に選任するものとされた（民843条1項）  
→成年後見が「家族の問題」ではなく、「社会の問題」として位置付けられた。

#### 身上監護中心の支援が求められている

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。（民858条）

\*後見人の適任者は誰なのか

- ① 本人の状態を把握できること
  - ② 本人の意思を理解し、その意思に沿った身上監護を実行するために労を厭わないこと
  - ③ 本人と同じ地域に居住し、地域に存在する社会資源を活用し支援できること
  - ④ 支援を行う十分な時間があること
- 市民後見人への期待が高まっている

### 3. 市区長村の果たす役割

老人福祉法：平成12年改正 法32条 市町村長申立

旧制度の親族申立の制約を解除した

平成23年改正 法32条の2

後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

\*知的障害者福祉法、精神障害者福祉に関する法律にも同趣旨が追加されている。

障害者総合支援法：地域支援事業の強化が図られた。

「成年後見制度利用支援事業」

「成年後見制度法人後見支援事業」

① 法人後見実施のための研修

② 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

(1) 法人後見の活用等のための地域の実態把握

(2) 法人後見推進のための検討会等の実施

③ 法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難

事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

④ その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進  
に関する事業

#### 4. 市民後見とは何か

弁護士や司法書士、社会福祉士など資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識、態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者（日本成年後見学会）

\*研修実施のパターン

① 市民後見人育成を行政自ら又は社協その他の団体に委託して行っているケース

② 市民後見人の育成をNPO法人等が自ら行っているケース

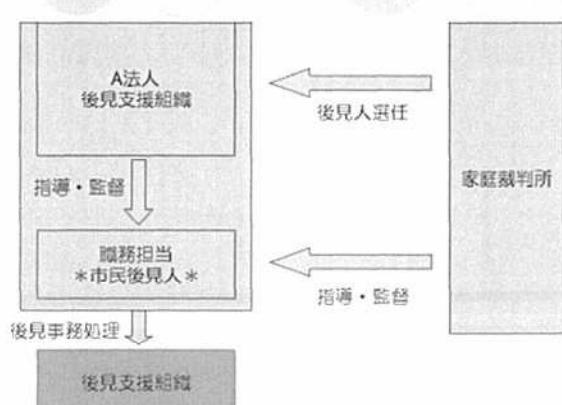
\*研修内容について【別紙参照】

#### 5. 後見支援組織について考える

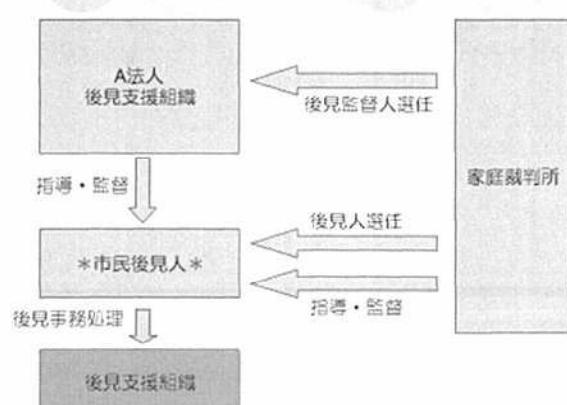
狭義：市民後見人を育成し、その活動を指導監督する組織

広義：法人後見を事業目的とする法人は、自ら後見人を受任するとその職務担当者を決定し、その指導監督を行う法人組織

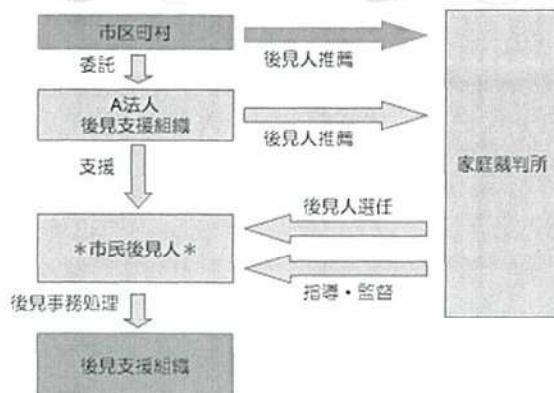
##### ① 法人後見受任型



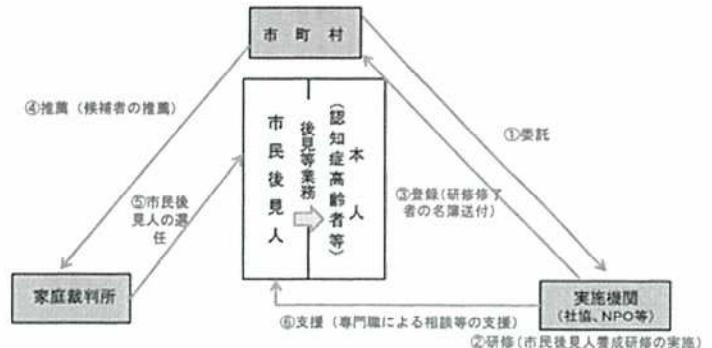
##### ② 後見監督人受任型



### ③市民後見人受任型



市民後見人を活用した取組のイメージ



18

## 6. まとめ

- ・市民後見人の役割は期待されている。しかし、適切な支援体制がなければ家庭裁判所は後見人（後見監督人）としての適格性を認めない。
- ・市民後見人を養成することは、支援組織をどのように設けるのかと連動する必要がある。市民後見人の果たす役割は大きいと考えるが、期待どおりの効果を発揮するかは支援体制に鍵がある。

## 市民後見人育成、支援組織整備の課題（平成 26 年 11 月県内全市町村に実施）

- ・後見制度の利用がまだ少なく必要性があまりない。市民後見育成の機関・予算がない。担い手となる市民がいるか不明。
- ・市民後見制度は、事例として裁判所から選任されるケースがまれである事、扱うケースが限定されるなど、研修開催にかかる費用や労力に対して効果が期待できない。
- ・市民後見人にどの範囲まで担ってもらうか？ 金銭管理は専門職が行うのが適切と思われ、見守り等の部分であればボランティアや他のサービスで対応出来るのではないか。
- ・後見人の責務や役割を考慮すると市民後見人が任える範囲は限られる。NPO団体やリーガルサポートセンター等と連携し、成年後見人に関する相談窓口とのネットワーク形成が必要。専門の相談機関に関する啓発が普及していない。
- ・市民後見人・養成の為の基本カリキュラムが厚生労働省より示されているが、この内容を単独自治体で計画するのは人材・費用面で困難。また市民後見人の担い手がどれくらい存在するのか、どれだけのニーズがあるのかは不明。人付き合いが濃密で血縁関係が強い地域である為、近隣に自分の家の事情を知られたくないという意識も根強く市民後見人が受け入れられるか不安な面もある。
- ・市民後見人の育成、支援組織の整備の課題については、市民後見人を確保出来るかが、最も課題であり、後見人育成のための研修会の実施、組織体制の構築、適正な活動の為の支援など取り組むべき事業について、今後関連機関と協議していく事が重要であると考えています。
- ・小規模の町村では、支援組織の整備までは困難と思われる。
- ・一般市民で責任の重い支援が担えるか？支援体制として専門的な知識を持った人を積極的に配置できるか？
- ・町だけで育成が出来ないので、広域連合で協議しているが進まない。

## 市民後見人について

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。

- ・日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」  
平成18年度報告書より  

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者
- ・「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」 成年後見制度研究会報告書より  

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。
- ・ 筑波大学法科大学院 上山教授 「実践 成年後見 2009.1」より  

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

# 市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

## 基礎研修 21 単位／1260 分

### ◆市民後見概論 3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

### ◆対象者理解 4.5 単位／270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

### ◆成年後見制度の基礎 4 単位／240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎 ※どこかで消費者保護	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5		成年後見制度各論 I 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論 II 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

### ◆民法の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

### ◆関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状） 5.5 単位／330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律 (当該市町村・地域の取組現状) ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 单位	60 分
13		障害者施策／障害者虐待防止法	1 单位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 单位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 单位	30 分

### ◆市民後見活動の実際 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

## 実践研修 29(31 指導)単位／1080(1200 指導)分+α(体験実習・レポート作成)

### ◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

### ◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

### ◆家庭裁判所の役割 (いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

### ◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

### ◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

### ◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

### ◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36	※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略	地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37	※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	社会資源	0.5 単位	30 分